

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

証拠説明書(甲B号証)

2007(平成19)年11月27日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬 理夫

同 中丸 素明

同 植竹 和弘

同 拝師 徳彦

同 及川 智志

同 島田 亮

同 山口 仁

号 証	標 目	(原本・ 写しの 別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲 B 第54号証	利根川上流域堤防存否等調査 報告書	原本	H19.8.27	真下淑恵 高橋利明
	立 証 趣 旨			
	<p>1) 平成19年3月から数次にわたり現場調査をなしたところ、利根川本川上流域には、河川管理施設たる堤防の存在は認められないこと。</p> <p>2) 昭和22年9月のカスリーン台風による洪水の際には、利根川本川上流域において、ごく一部の低地部の集落をのぞき、利根川本川から氾濫したとの記録や痕跡は認められないこと。</p> <p>3) このことから、利根川本川上流域においては、カスリーン台風の襲来時と現在とで、利根川の河道や流況には、大きな変化はないと認められること。</p> <p>4) 烏川流域においては、大熊孝新潟大学教授の著作「利根川治水の変遷と水害」におけるカスリーン台風時の氾濫状況調査とその他の文献資料を基礎にして、「河川整備基本方針」についての国土交通省の説明を検証すると、カスリーン台風が再来したときの流量は、最大で烏川の実績流量に1300m³/Sを加えた程度であると考えられること。</p> <p>5) このことから、カスリーン台風再来時の流量を推計すると、最大で、実績流量1万7000m³/Sに1300m³/Sを加えた程度であると考えられること。</p> <p>6) 以上の調査結果から、カスリーン台風後に「河川整備等による氾濫量の減少」が起こっており、現在は5000m³/Sの流量増加が起こるとの国土交通省の説明は、起こりえない事実であること。</p>			